

許 可 証

鎌倉市指令ご減第15号

横須賀市浦郷町五丁目2931番98

株式会社マルコ

代表取締役 平 由紀子 様

令和7年(2025年)5月29日付けで申請があつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和7年(2025年)7月15日

鎌倉市長 松尾 崇



営業所の所在地 及び名称	鎌倉市御成町13番16号 渡辺ビル202号室 株式会社マルコ鎌倉支店
許可番号	第9号
許可業種	☒ 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管除く) ☐ 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管含む) ☐ 一般廃棄物処分業 ☐ 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物 の種類	☒ 家庭系一般廃棄物 ☒ 事業系一般廃棄物 ☐ 適正処理困難物 (☐ 汚泥等)
対象事業所	別紙1のとおり
許可期間	令和7年(2025年)7月4日から 令和9年(2027年)7月3日まで
許可条件	別紙2のとおり

注)

- 1 この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取り消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙2 許可条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例、同施行規則、鎌倉市一般廃棄物処理基本計画を遵守するとともに、市長の指示に従い一般廃棄物を適正に処理する。
- 2 収集及び運搬の区域は鎌倉市域内とする。
- 3 市域内の事業所等から収集した廃棄物と市域外の事業所等から収集した廃棄物を同一の車両で運搬してはならない。
- 4 市域外の事業所等から排出された廃棄物を市の施設へ搬入してはならない。
- 5 一般廃棄物の収集及び運搬は衛生的に行い、市長が定めた分別の区分に従い市長の指定する施設へ搬入するものとする。
- 6 収集した一般廃棄物は、積替え及び保管を禁止する。
- 7 事業計画書に基づき収集及び運搬する一般廃棄物のうち、市の施設へ搬入できるものは可燃ごみと植木剪定材のみとし、その他の資源物については、許可業者が自らの責任により資源の再使用又は再生利用に努めるほか、適正な処理を行うものとする。
- 8 一般廃棄物の収集及び運搬に使用する車両（保有車両一覧表の車両に限る）の前扉両側面に許可業種及び許可番号の表示を行うものとする。
- 9 市長が必要に応じ資料の提出等を求めたときは、速やかにこれに応じ、正当な理由なくこれを拒むことはできない。